

富田林市建設工事等検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号。以下「規則」という。）第112条の規定に基づき、本市における建設工事等の検査の実施に関し、必要な事項を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託をいう。
- (2) 検査 契約の適正な履行を確保する為に提出された契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該給付の完了の確認を行うための給付の検査をいう。
- (3) 担当課の長 建設工事等を発注する課長、予算執行課長等をいう。
- (4) 検査員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、選任された職員をいう。

(検査の実施)

第3条 検査の種類及び区分は、次の表のとおりとする。

検査の種類	区分	
	直接検査（契約検査課長がその所属職員の中から検査員を選任して行う検査）	担当課検査（担当課の長が所属職員（課長代理級以上の職にある者に限る。）の中から検査員を選任して行う検査）
完成検査（契約の給付の完了確認をするための検査）	契約金額250万円以上の建設工事及び測量・建設等コンサルタント業務委託	契約金額250万円未満の建設工事及び測量・建設等コンサルタント業務委託
指定部分完成検査（設計図書において建設工事		

等の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査)		
出来高検査（契約の給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に、引渡しを伴わず、既済部分の確認をするための検査）		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる業務等については、右欄の理由により、担当課検査により行うことができる。

	業務等	担当課検査を行うことができる理由
1	(1) 補償コンサルタント業務 (2) 都市計画等ソフト面に係る業務 (3) 航空測量・写真測量業務 (4) 台帳整備業務 (5) 電算システムの更新業務 (6) 文化財調査 (7) 機械器具に関する工事	特殊な専門知識を要し、知識と施行方針に基づいて実施するものであることから、業務内容を十分把握している建設工事等の担当課での検査が望ましいものであるため。
2	(1) 解体工事 (2) 地盤改良工事 (3) 土砂等の掘削、盛土、締固め等を行う工事 (4) 浚渫 ^{しゅんせつ} 工事	履行時に確認すべきものであり、事後の検査では、写真等の書類確認程度でしか検査を行うことができないことから、担当課で検査をすることが望ましいものであるため。
3	単価契約案件	案件の範囲が広域であって、建設工事等の担当課では確認できるが、事後の検査では確認できないものであるため。

4	契約検査課長が必要と認める案件	1 から 3 までに記載されたもの以外に契約検査課で検査をすることが困難なものであるため。
---	-----------------	---

3 前 2 項に定めるもののほか、契約検査課長が特に必要と認めるときは、第 1 項の表の検査の区分にかかわらず、契約検査課の所属職員のうちから検査員を選任することができる。

4 契約検査課長又は担当課の長が第 1 項又は前項の規定により検査員を選任したときは、検査員選任通知書（様式第 1 号）により当該検査員に通知をするものとする。

5 市長は、建設工事等の内容により特に専門的な知識又は技能を必要とする場合は、本市職員以外の者に委託して検査又は検査補助を行わせることができる。

（検査員の服務等）

第 4 条 検査員は、検査の実施に当たっては、この要綱に定めるほか、関係法令等に基づき、厳正にその職務を行わなければならない。

2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 検査員は、職務の執行に当たって契約の相手方（以下「受注者」という。）に関すること及び職務上の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（検査の手續）

第 5 条 担当課の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ検査を受けようとする日時を検査員と調整し、直接検査については、事前に契約検査課長に検査を依頼するものとする。

（1）完成検査において、受注者から契約について給付の完了（指定部分完成検査においては、指定した部分の完了）の通知があったとき。

（2）出来高検査において、受注者から代価の一部の請求があった場合で、担当課の長において出来高を確認し、その請求を適当と認めるとき。

2 前項第 1 号による給付の完了の通知については、監督員（担当課の長が所属職員の中から選任した者をいう。以下同じ。）が竣工図書の適正を確認した結果、その内容が適正であると判断するまでの間は、担当課の長は、その通知を受理してはならない。

3 完成検査に係るものについて、市長が別に定める建設工事等の成績評価表を担当課検査にあつては、監督員が完成検査までに検査員

に提出するものとし、直接検査にあつては、監督員は、検査依頼時に契約検査課長に提出しなければならない。

(検査の立会い)

第6条 検査は、受注者が選任した現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び監督員の立会いの上行うものとする。

(検査の必要書類)

第7条 監督員は、第3条第1項に規定する種類の検査を受けるに際しては、第1号の書類については検査依頼時まで、第2号から第5号までの書類については検査時まで準備しておかなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、仕様書等
- (2) 建設工事等の内容に関する書類等
- (3) 建設工事等の施工状況等に関する記録書類等
- (4) 材料及び製品検査に関する書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、検査員が必要と認める書類

(検査の方法)

第8条 検査員は、建設工事等の出来形を前条に規定する必要書類と照合し、その適否を判定するものとする。

2 検査員は、検査に際し必要があるときは、監督員及び受注者に対して、検査目的物のサンプリングの提出、掘削、一部の破壊その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(検査の一時中止)

第9条 検査員は、検査に際し、受注者がその指示に従わず、検査の執行を妨害したときその他やむを得ない事情により検査が困難なときは、検査を一時中止することができる。

(手直しの指示)

第10条 検査員は、検査の結果、契約の内容に適合しておらず、工事目的物又は成果物の使用に影響を及ぼすような状態であり、手直しを必要と認める場合は、手直し指示書(様式第2号)により、監督員を通じて受注者へ通知し、通知を受けた監督員は、受注者に対し、手直し指示書により、手直しを指示するものとする。ただし、軽微なものについては、次条の規定によるものとする。

2 手直しが完了したときは、速やかに監督員は、受注者に対し、手直し完了届(様式第3号)を提出させ、監督員は、手直しが適正に行われているか速やかに確認をするものとする。

- 3 前項の場合において、監督員が適正と認めるときは、監督員はその旨を速やかに検査員に報告しなければならない。
- 4 検査員は、手直し完了届を受理したときは、速やかに手直し箇所の検査を行うものとする。
- 5 第6条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査について準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

(軽微な手直しの指示)

第11条 検査員は、検査において工事目的物又は成果物の使用に影響を与えない程度の軽微な手直しを必要と認める場合は、期限を定めて、軽微な手直し指示書(様式第4号)により監督員を通じて受注者に対し修補を行わせることができる。ただし、検査日当日において、手直しが完了する軽微な修補にあっては、口頭によって措置を指示することができる。

- 2 前項の場合において、発注者(富田林市をいう。)は、受注者が修補をしない場合は、受注者に対し損害の賠償を請求することができる。
- 3 受注者は、第1項に規定する修補が完了したときは、その旨を、監督員を通じて検査員に口頭で報告をするものとする。

(検査結果の報告)

第12条 検査員が契約の内容に適合したものであると認めるときは、当該検査の結果は、合格とする。この場合において、検査員は、速やかに検査結果を市長に対して報告するものとする。

- 2 第10条第2項に規定する手直し箇所の確認の結果合格となった場合は、検査員は検査報告書に「手直し指示有り」と記載し、当該手直し指示書の写し及び手直し完了届を添付し、速やかに検査結果を市長に対して報告するものとする。
- 3 完成検査は、前条第1項に規定する軽微な手直しが必要である場合においても、検査の結果は、合格とする。この場合において、検査員は検査報告書に「軽微な手直し有り」と記載(口頭により軽微な手直しの指示を行った場合にあっては、検査報告書に添付する検査票に指示した旨を記載)し、当該軽微な手直し指示書の写しを添付し、速やかに検査結果を市長に対して報告するものとする。

(検査の評価)

第13条 検査員は、完成検査の結果を報告するときは、第5条第3項の規定により提出された市長が別に定める建設工事等の成績評価表をもって評価しなければならない。

(検査台帳)

第14条 検査員は、検査台帳を作成し、検査の経過を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、建設工事等の検査の実施に關して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(富田林市請負工事等検査要綱の廃止)
- 2 富田林市請負工事等検査要綱（平成12年富田林市要綱第64号）は、廃止する。

附 則（令和3年要綱第2号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

職員名

担当課の長
契約検査課長

検査員選任通知書

年 月 日付けをもって 富田林市建設工事等検査要綱
第3条第4項に基づき、下記のとおり検査員として選任したので通
知する。

記

工 種 _____

委託業務 _____

選任期限 _____年 月 日 ~ _____年 月 日

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

（受注者）

様

富田林市長
<公印省略>

手直し指示書

年 月 日検査の結果、手直しを必要とするので、下記のとおり指示します。

記

案件番号		
案件名		
受注者	住所	
	氏名	
契約金額	円（税込）	
手直し工事期限	年 月 日	
検査員氏名		
検査立会者（発注者側）	検査立会者（受注者側）	
手直し 指示事項		
備考		

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

富田林市長 様

（受注者）

住 所

氏 名

手 直 し 完 了 届

下記の案件について、別紙のとおり手直し工事が完了しましたのでお届けします。

案件番号			
案件名			
受注者	住所		
	氏名		
契約金額	円（税込）		
手直し工事期限	年	月	日
手直し完了日	年	月	日
再検査希望日	年	月	日
手直し指示事項 処理の状況			

※ 手直し指示書の写し、完了及び手直し中の写真並びに資料を提出すること。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（受注者）

様

（検査員）

軽微な手直し指示書

年 月 日検査の結果、軽微な手直しを必要とするので、下記のとおり指示します。

また、手直しが完了した時は、監督員を通じて報告をしてください。

記

案件番号		
案件名		
受注者	住所	
	氏名	
契約金額	円（税込）	
軽微な手直し 工事期限	年 月 日	
検査員氏名		
検査立会者（発注者側）	検査立会者（受注者側）	
軽微な手直し 指示事項		
備考		